

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊刑企第879号

平成29年12月7日

いわゆる「みなし監督対象行為」に係る承認の在り方等について（通達）

見出しのことについては、「いわゆる「みなし監督対象行為」に係る承認の在り方等について（通達）」（平成26年3月17日付け熊刑企第145号）に基づき運用してきたところであるが、引き続き、これまでの運用を継続し、適正な取調べ管理の徹底を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

記

1 「みなし監督対象行為」に係る事前承認を与えたとみなす類型

次に掲げる3つの類型とする。

- (1) 誘拐事件、逮捕監禁事件等、個人の生命及び身体に対する急迫不正の侵害の存在が合理的に推認される場合において、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき。
- (2) 午後10時(近接する直前の時間を含む。)から翌日の午前5時までの間に被疑者が判明した事件(事件の発生自体は当該時間帯以前に認知していた場合を含み、職務質問が先行して行われる場合には、当該職務質問の開始時刻は問わない。)について被疑者を任意同行し、又は現行犯逮捕し、緊急逮捕し若しくは逮捕状を緊急執行して被疑者取調べを行うとき。
- (3) 午後10時(近接する直前の時間を含む。)から翌日の午前5時までの間に追跡中(逮捕状の有無を問わない。)の被疑者(当該被疑者の人定事項が判明しているときに限る。)の身柄を確保して(職務質問が先行して行われる場合には、当該職務質問の開始時刻は問わない。)被疑者取調べを行うとき。

2 「みなし監督対象行為」に係る事前承認の専決規定

上記1の類型に該当しない取調べにおいて、警察本部長又は警察署長の事前承認を必要とする場合については、次のとおり専決することができる。

(1) 本部長指揮事件の専決

本部長指揮事件に係る事前承認については、熊本県警察の犯罪捜査に関する訓令(昭和43年熊本県警察本部訓令甲第22号。以下「訓令」という。)第4条第2項の規定に準じ、当該事件の主管部長の専決とすることができる。

ただし、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第22条に定める捜査本部設置事件、選挙違反取締本部、捜査本部設置事件と同規模の捜査体制により捜査を行う事件及び警察本部長が自ら承認すべきものとして指示した事件については、警察本部長の事前承認を受けること。

(2) 署長指揮事件の専決

署長指揮事件に係る事前承認については、訓令第6条第2項の規定に準じ、副署

長、特別官又は当該事件を担当する課長の専決とすることができる。

ただし、事案の内容、社会的反響、捜査の進ちよく状況等を勘案し、任意性に疑義が生じるおそれがあると考えられる場合及び警察署長が自ら承認すべきものとして指定した事件については、警察署長の事前承認を受けること。

(3) 上記に該当しない事件の専決

警察本部所属の取扱いに係る事件で、訓令別表第1に掲げる事件以外の事件については、当該所属の次席（副隊長）又は特別官の専決とすることができる。

(4) 2つのみなし監督対象行為に該当する場合の例外

次の一に該当する場合は、専決することができない。

① 1日の取調べで2つのみなし監督対象行為の事前承認を受ける可能性がある場合

② 一度専決したが、同じ日に2回目の事前承認を受ける場合

3 事前承認を受けた場合の措置要領

上記2の事前承認を受けた場合の措置要領については、別添記載例のとおり、当該取調べ官が自筆により取調べに係る取調べ状況報告書（以下「報告書」という。）の写しの下部に、承認を受けた日時及び理由を記載し、これを捜査主任官を経由して、自所属の取調べ監督官に提出すること。

ただし、捜査主任官の所属（以下「取調べ所属」という。）と取調べ監督官の所属（以下「監督所属」という。）が異なる場合、取調べ所属の取調べ監督官は、自所属の決裁を受けた報告書の写しを、監督所属の取調べ監督官にファックス等で送付するものとする。

4 その他

(1) 事前承認を与えたのみならず類型に該当する場合には、「熊本県警察被疑者取調べ管理システム」への入力漏れがないようにすること。

(2) 本通達に関する質疑については、刑事企画課取調べ指導係に行うこと。

※ 別添（略）